

滋賀県交通対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 滋賀県における交通の諸問題について、関係機関・団体相互の連絡調整を図り、効果的かつ現実的な措置を講ずるとともに、交通の安全を県民ぐるみで強力に推進するため、滋賀県交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。

2 協議会には第1条の目的を効果的に推進するために、別表2に掲げる推進機関・団体を置く。

(会長および副会長)

第3条 協議会に会長および副会長を置く。

2 会長は、滋賀県知事をもって充てる。
3 副会長は、滋賀県市長会長をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長は、協議会の会議を招集し、その会議の議長となる。
3 副会長は、協議会の事項に関し、会長を助け、会長に事故あるときはこれを代理する。

(部会)

第5条 協議会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれの事項について協議するものとする。

(1) 交通安全部会

- ア 協議会の企画運営に関すること。
- イ 部会相互間の連絡調整に関すること。
- ウ 交通安全運動に関すること。
- エ 交通安全教育に関すること。
- オ 他の部会に属しない交通問題に関すること。

(2) 交通環境部会

- ア 交通安全施設等の整備に関すること。
- イ 踏切道の整備に関すること。
- ウ その他交通環境の整備に関すること。

(3) 被害者救済対策部会

- ア 交通事故相談に関すること。
- イ 救急医療施設等設備に関すること。
- ウ その他交通事故被害者の救済に関すること。

(4) 高齢者対策部会

- ア 高齢者に対する交通安全教育に関すること。
- イ 高齢者の交通安全確保に関すること。
- ウ その他高齢者の交通安全に関すること。

2 部会は、第2条に規定する構成員および推進機関・団体のうちから会長が指定したものをもって構成するものとする。

3 部会は、必要に応じ会長が招集するものとする。

4 部会の議長は、部会構成員の互選によるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、滋賀県土木交通部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関する事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和46年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年2月12日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年6月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年2月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年2月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年10月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年2月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年2月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年2月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

協 議 会 構 成 員

滋 賀 県 知 事	(一社) 滋 賀 県 病 院 協 会 長
滋 賀 県 知 事 公 室 長	(一社) 滋 賀 県 医 師 会 長
滋 賀 県 総 合 企 画 部 長	(社福) 滋 賀 県 社 会 福 祉 協 議 会 長
滋 賀 県 総 務 部 長	(一財) 滋 賀 県 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 長
滋 賀 県 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	滋 賀 県 商 工 会 議 所 連 合 会 長
滋 賀 県 琵 琶 湖 環 境 部 長	滋 賀 県 商 工 会 連 合 会 長
滋 賀 県 健 康 医 療 福 祉 部 長	(一社) 滋 賀 県 労 働 者 福 祉 協 議 会 長
滋 賀 県 商 工 観 光 労 働 部 長	滋 賀 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会 長
滋 賀 県 農 政 水 産 部 長	滋 賀 県 交 通 安 全 女 性 団 体 連 合 会 長
滋 賀 県 土 木 交 通 部 長	滋 賀 県 地 域 女 性 団 体 連 合 会 長
滋 賀 県 教 育 委 員 会 教 育 長	滋 賀 県 青 年 団 体 連 合 会 長
滋 賀 県 警 察 本 部 長	滋 賀 県 P T A 連 絡 協 議 会 長
滋 賀 県 企 業 庁 長	滋 賀 県 公 立 高 等 学 校 P T A 連 合 会 長
国 土 交 通 省 近 畿 運 輸 局 滋 賀 運 輸 支 局 長	(公財) 滋 賀 県 交 通 安 全 協 会 長
厚 生 労 働 省 滋 賀 労 働 局 長	(一社) 滋 賀 県 安 全 運 転 管 理 者 協 会 長
国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局 滋 賀 国 道 事 務 所 長	(一社) 滋 賀 県 指 定 自 動 車 教 習 所 協 会 長
西 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 関 西 支 社 長	(一社) 滋 賀 県 バ ス 協 会 長
中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 名 古 屋 支 社 長	(一社) 滋 賀 県 ト ラ ッ ク 協 会 長
滋 賀 県 市 長 会 長	(一社) 滋 賀 県 タ ク シ ー 協 会 長
滋 賀 県 町 村 会 長	滋 賀 県 踏 切 事 故 防 止 対 策 協 議 会 長

(全40名 順不同)

別表 2

推進機関・団体

滋賀県	(一社) 滋賀県建設業協会	(公社) びわこビジターズビューロー
滋賀県警察本部	(公財) 滋賀県消防協会	滋賀県遊技業交通安全協力会
滋賀県教育委員会	滋賀県踏切事故防止対策協議会	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合
国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局	西日本旅客鉄道株式会社	滋賀県土地改良事業団体連合会
厚生労働省滋賀労働局	東海旅客鉄道株式会社	滋賀県職業能力開発協会
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所	信楽高原鐵道株式会社	滋賀県火薬類保安協会
自動車安全運転センター滋賀県事務所	京阪電気鉄道株式会社	(一社) 滋賀県LPガス協会
(独)自動車事故対策機構滋賀支所	近江鉄道株式会社	滋賀県石油商業組合
軽自動車検査協会滋賀事務所	滋賀県交通運輸産業労働組合協議会	(一社) 滋賀県食品衛生協会
西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所	滋賀県商工会議所連合会	(一社) 滋賀県警備業協会
中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保全・サービスセンター	滋賀県商工会連合会	滋賀県レンタカー協会
市	滋賀県商店街連盟連合会	(一社) 日本自動車連盟滋賀支部
市町教育委員会	滋賀県中小企業団体中央会	朝日新聞大津総局
滋賀県国立幼稚園・こども園長会	滋賀経済同友会	京都新聞社滋賀本社
滋賀県小学校長会	(一社) 滋賀県医師会	産経新聞社大津支局
滋賀県中学校長会	(一社) 滋賀県歯科医師会	中日新聞社大津支局
滋賀県高等学校長協会	(一社) 滋賀県病院協会	日本経済新聞社大津支局
滋賀県私立幼稚園協会	(一社) 滋賀県薬剤師会	毎日新聞大津支局
滋賀県PTA連絡協議会	日本赤十字社滋賀県支部	読売新聞社大津支局
滋賀県公立高等学校PTA連合会	赤十字奉仕団滋賀県支部委員会	共同通信社大津支局
(公財) 滋賀県交通安全協会	滋賀県地域女性団体連合会	時事通信社大津支局
滋賀県交通安全女性団体連合会	滋賀県青年団体連合会	京都放送滋賀支社
滋賀県高速道路交通安全協議会	(一財) 滋賀県老人クラブ連合会	エフエム滋賀
滋賀県道路公社	滋賀県青少年育成県民会議	日本放送協会大津放送局
(一社) 滋賀県バス協会	日本ボーイスカウト滋賀連盟	びわ湖放送株式会社
(一社) 滋賀県タクシー協会	(一社) ガールスカウト滋賀県連盟	滋賀報知新聞社
(一社) 滋賀県トラック協会	滋賀県子ども会連合会	近江同盟新聞社
(一社) 滋賀県安全運転管理者協会	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	報知写真新聞社
滋賀県自動車販売店交通安全協議会	(一社) 滋賀県保育協議会	滋賀県介護支援専門員連絡協議会
滋賀県自転車軽自動車商業協同組合	滋賀県農業協同組合中央会	(公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部
滋賀県二輪車普及安全協会	滋賀県保護司会連合会	(公社) 滋賀県シルバー人材センター連合会
(一社) 滋賀県指定自動車教習所協会	滋賀県更生保護女性連盟	(一社) 日本福祉用具供給協会滋賀ブロック
(一社) 滋賀県自動車整備振興会	滋賀県人権擁護委員連合会	滋賀プラス・サイクル推進協議会
滋賀県道路・都市計画協会	(社福) 滋賀県社会福祉協議会	
滋賀県生コンクリート工業組合	(一社) 滋賀県労働者福祉協議会	

(全103機関・団体 順不同)